

請願・陳情等の受理状況について

令和3年7月13日

ア 教科書採択に関する要望書
について

京都教科書問題連絡会議

平和を願い戦争に反対する京都戦没者遺族の会（倉本頼一）
子どもと教科書京都ネット21（大八木賢治）
京都子どもを守る会（会長 早川幸生）
新日本婦人の会京都府本部（会長 魚山栄子）
中国人戦争被害者の要求を支える京都の会（桐畑米蔵）
自由法曹団京都支部（幹事長 小笠原伸児）
京都教育センター（代表 高垣忠一郎）
京都教職員組合（執行委員長 中野宏之）
京都市教職員組合（執行委員長 大味祥恵）
京都退職教員の会（会長 長谷川英俊）

イ 向日が丘支援学校の改築と
ともに寄宿舍の充実・発展
を求める要請署名について

向日が丘支援学校の改築を考えるつどい

請	願	書	0 件
要	請	書	2 件
	計		2 件

教科書採択に関する要望書について

下記のとおり要望書の提出がありましたので、その概要について報告します。

令和3年7月13日

教育長 橋本 幸三

1 要望書提出者

京都教科書問題連絡会議

平和を願い戦争に反対する京都戦没者遺族の会（倉本頼一）

子どもと教科書京都ネット21（大八木賢治）

京都子どもを守る会（会長 早川幸生）

新日本婦人の会京都府本部（会長 魚山栄子）

中国人戦争被害者の要求を支える京都の会（桐畑米蔵）

自由法曹団京都支部（幹事長 小笠原伸児）

京都教育センター（代表 高垣忠一郎）

京都教職員組合（執行委員長 中野宏之）

京都市教職員組合（執行委員長 大味祥恵）

京都退職教員の会（会長 長谷川英俊）

2 要望書提出日

令和3年6月29日(火)

3 要望の概要

昨年 of 調査研究の資料を十分活用するとともに、「採択替え」にともなう混乱や負担増も考慮して慎重な採択（対応）を行うよう、市町村教委に通知すること。

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三 様

中学校歴史教科書採択に関する要請書

京都教科書問題連絡会議

平和を願い戦争に反対する京都戦没者遺族の会（倉本頼一）

子どもと教科書京都ネット 21（大八木賢治）

京都子どもを守る会（会長 早川幸生）

新日本婦人の会京都府本部（会長 魚山栄子）

中国人戦争被害者の要求を支える京都の会（桐畑米蔵）

自由法曹団京都支部（幹事長 小笠原伸児）

京都教育センター（代表 高垣忠一郎）

京都教職員組合（執行委員長 中野宏之）

京都市教職員組合（執行委員長 大味祥恵）

京都退職教員の会（会長 長谷川英俊）

文科省は「令和 4 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（2021 年 3 月 30 日）において、自由社の歴史教科書が検定を通過したことで、中学校歴史教科書に限り「採択替えを行うことも可能」としました。

今回検定合格したといえども自由社の「新しい歴史教科書」は、昨年戦争肯定、現憲法否定で大きな問題となった育鵬社の教科書以上に深刻です。例えば神話と歴史を区別することなく「イワレヒコの命は天の靈力を血筋として受け継いだ…大和に入り初代の神武天皇として即位しました。これが大和朝廷の始まりです。」とか「2 月 11 日の建国記念の日は、神武天皇の（が）即位したとされる紀元前 660 年の 1 月 1 日を太陽暦で表したものです。」と記述しています。これは戦前の皇国史観を前提にしているからです。また日露戦争ではインドのネルーが日本の勝利を賛美しているかのように紹介し、「日露戦争を戦った日本人」（コラム）ではバルチック艦隊を発見した宮古島の 5 人の青年が命がけで石垣島まで知らせに行ったことを英雄として持ち上げ、国民が団結して戦争に協力したことを賛美する内容になっています。戦前の「国史」の教科書とほとんど変わらないものです。

通知は「採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究（下記（カ）参照〔都道府県の調査研究資料〕）の結果のほか、令和 2 年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること」としています。つまり、「ことも可能」「考えられる」であり、昨年の採択について、特に問題があったなど特段のことがない場合は、あえて「採択替え」の作業をする必要はないと言うことです。

説得力ある理由なしに、いわば「特例」にすぎない「採択替え」（替えるか、否かはともかく）の作業に入ることは、コロナ禍の中で、これまで以上教育活動が大変になっている学校現場に新たな負担をかけることとなります。また教育委員会事務局も同様と考えます。また、昨年新指導要領で教科書がかわり、もしもまた替わるようなことがあれば、教員の負担は増大する一方です。

要請事項

昨年の調査研究の資料を十分活用するとともに、「採択替え」にともなう混乱や負担増も考慮して慎重な採択（対応）を行うよう、市町村教委に通知すること。

義務教育諸学校で使用する教科書の採択の仕組み

1 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することである。その権限は、公立学校で使用する教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。また、国・私立学校で使用する教科書の決定の権限は校長にある。

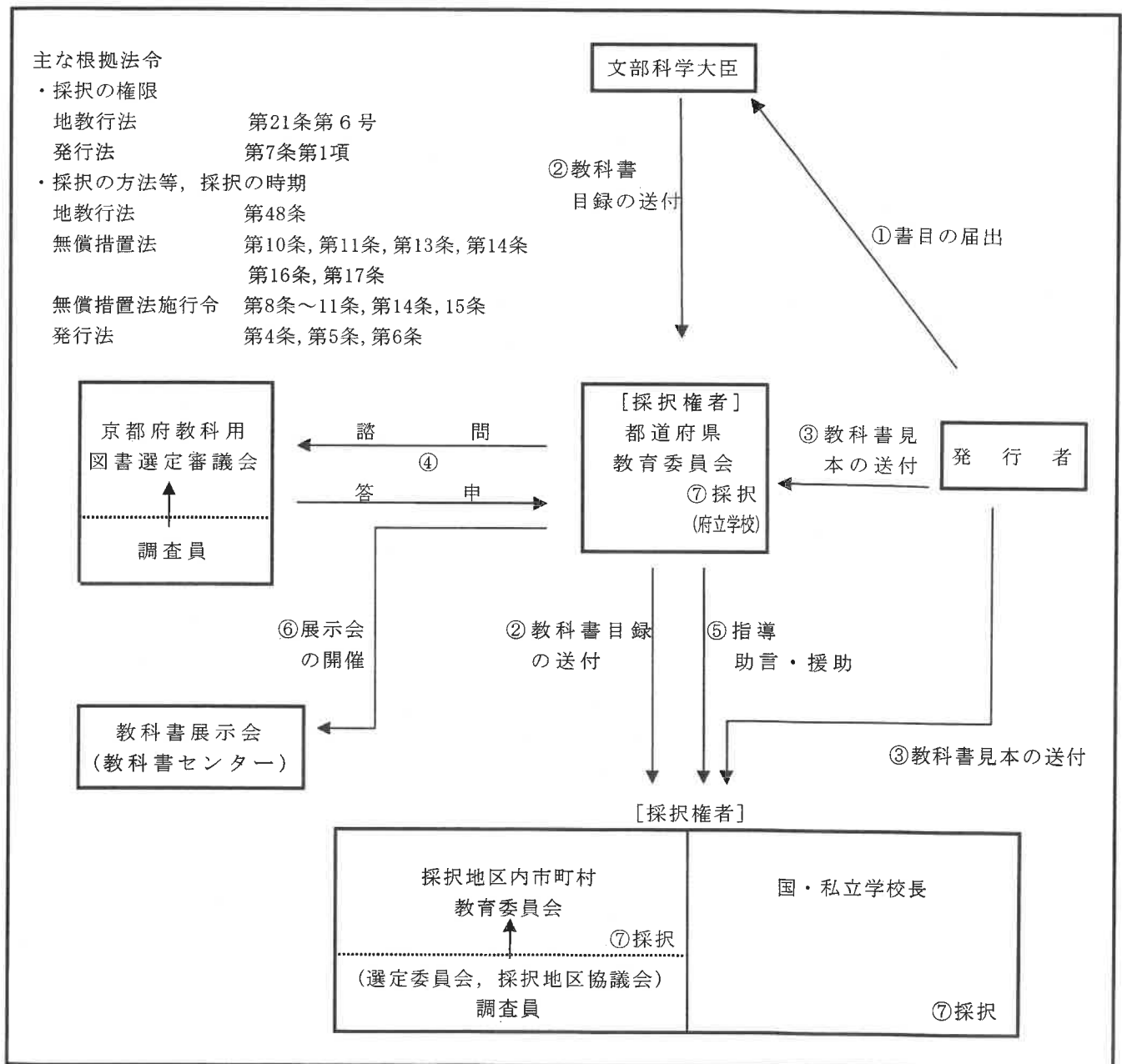
(地教行法第21条第6号、発行法第7条第1項)

2 採択の方法

市町村立の小・中学校で使用する教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあるが、無償措置法により、採択に当たっては「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域（政令市においては、区の区域又はその区域をあわせた地域）」を採択地区として設定し、都道府県教育委員会の指導、助言又は援助により、地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することになっている。

採択地区は、その地区内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が自然的、経済的、文化的条件を考慮して決定することとなっている。

(無償措置法第12条、第13条、第14条、第16条)



教科用図書採択地区の設定

〔昭和39年4月3日〕
京都府教育委員会告示第1号

改正	昭和40年10月29日教委告示第4号	昭和43年2月6日教委告示第2号
	昭和47年5月2日教委告示第3号	昭和47年9月30日教委告示第3号
	昭和48年2月2日教委告示第2号	昭和49年6月4日教委告示第5号
	昭和50年4月30日教委告示第4号	昭和51年9月28日教委告示第5号
	昭和52年10月28日教委告示第6号	昭和57年4月16日教委告示第2号
	平成2年12月18日教委告示第9号	平成9年1月17日教委告示第1号
	平成16年3月30日教委告示第10号	平成16年3月30日教委告示第11号
	平成17年4月1日教委告示第10号	平成17年10月11日教委告示第18号
	平成17年12月27日教委告示第20号	平成18年2月28日教委告示第2号
	平成18年12月27日教委告示第16号	平成21年3月25日教委告示第3号
	平成21年11月24日教委告示第13号	平成27年3月6日教委告示第2号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項及び第16条第1項の規定に基づき、府の区域について教科用図書採択地区を次のように設定する。

採 択 地 区	構 成 郡 市
京 都 市 地 区	京都市
乙 訓 地 区	向日市 長岡京市 大山崎町
山 城 地 区	宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久御山町 井手町 宇治田原町 精華町 相楽東部広域連合を組織する町及び村（和束町、笠置町、南山城村）
南 丹 地 区	亀岡市 南丹市 京丹波町
中 丹 地 区	綾部市 福知山市 舞鶴市
丹 後 地 区	宮津市 京丹後市 伊根町 与謝野町

3 教 学 第 555 号
令和 3 年 4 月 12 日

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

令和 4 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

令和 4 年度使用教科書における教科書採択の事務処理については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和 3 年 4 月 7 日付け 3 教学第 531 号）のほか、さらに、下記の事項に注意の上、適切な対応をお願いします。

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) （略）

(2) 中学校用教科書の採択について

令和 3 年度においては、無償措置法第 14 条の規定に基づき、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合を除いて、令和 2 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和 3 年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和 2 年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第 6 条第 3 号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下のアからオまでの事項に留意すること。また、以下に挙げる留意事項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について（通知）」（平成 28 年 6 月 20 日付け 28 文科初第 432 号文部科学省初等中等教育局長通知）の第二に記載の内容も含まれ

ることから、必要に応じて当該通知も参照すること。

ア 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

イ 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、京都府教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果のほか、令和２年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

ウ 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

エ 上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

以下、(略)

(報 告)

向日が丘支援学校の改築とともに寄宿舍の充実・発展を求める
要請署名について

向日が丘支援学校の改築を考えるつどいから要請書及び署名が提出されましたので、
下記のとおり報告します。

令和3年7月13日

教育長 橋本 幸三

記

- 1 提出日 令和3年7月7日
- 2 提出者 向日が丘支援学校の改築を考えるつどい
署名数：378筆 （累計20,041筆）
- 3 要請事項
 - (1) 老朽化した向日が丘支援学校の校舎改築に一日も早く着工して下さい。その際、障がい当事者・保護者・教職員はじめ府民の声を聞いてください。
 - (2) 向日が丘の寄宿舍は子どもたちが毎日の生活を営みながら、生活基盤を整え、仲間とともに学び合い、自立と社会参加に向けた力を養う大切な場です。寄宿舍をなくすことなく充実・発展させて下さい。
 - (3) 乙訓地域に住む子どもたちに医療・療育・リハビリテーションなどを保障し、障害者権利条約が生きる地域づくりを進めて下さい。

京都府知事 様
教育長 様
府議会議長 様

向日が丘支援学校の改築とともに寄宿舎の充実・発展を求める要請署名

向日が丘支援学校は、肢体不自由養護学校として開校し、50周年を迎えました。今、子どもたち・保護者・教職員がねがい続けた「校舎の改築」が決定されるというニュースが届き、心おどる思いです。

また、長岡京市と京都府が「向日が丘共生型地域づくり構想」として、改築される向日が丘支援学校の周りに老人福祉センターや発達障がい児・者の発達相談、地域支援センターなどの障がい児・者福祉サービス施設を建設することが話し合われているとうかがっています。

私たちは、向日が丘支援学校の改築を機に、乙訓の障がいのある子どもたちの教育や生活が今より豊かになるよう願っています。50年を経て老朽化した校舎・寄宿舎を一日も早く最新のものに改築されることを切望しています。寄宿舎には、障がいのある子どもたちが毎日仲間との寝泊まりを行う中で、生活自立の力を育む大切な教育的役割があります。加えて、乙訓地域の障がいのある子どもたちが、生活の立て直しのために緊急一時的に利用できるようにするなど、希望する子どもたちが利用しやすい寄宿舎として改築してください。PTA 寄宿舎部の保護者が実施した寄宿舎に関するアンケートでは、(全校生徒保護者の76%が回答)、73%の人が「寄宿舎は必要である」と回答しています。

障害者権利条約は「みんなちがってみんないい」という多様性や個性が大事にされ、障がいがあっても特別な支援があれば、障がいのない人々と同じように地域社会への参加ができ、いっしょに生きていくことが大切と宣言しています。乙訓地域の障がい児・者が乙訓の地域住民として豊かに生活できるよう条件整備をしてください。

私たちのねがい（要請事項）

1. 老朽化した向日が丘支援学校の校舎改築に一日も早く着工して下さい。その際、障がい当事者・保護者・教職員はじめ府民の声を聞いてください。
2. 向日が丘の寄宿舎は子どもたちが毎日の生活を営みながら、生活基盤を整え、仲間とともに学び合い、自立と社会参加に向けた力を養う大切な場です。寄宿舎をなくすことなく充実・発展させて下さい。
3. 乙訓地域に住む子どもたちに医療・療育・リハビリテーションなどを保障し、障害者権利条約が生きる地域づくりを進めて下さい。

氏 名	住 所

向日が丘支援学校の改築を考えるつどい (連絡先 mukou.kaichiku@gmail.com)

(ご記入頂いた内容は要請署名以外の目的で使用することはありません)